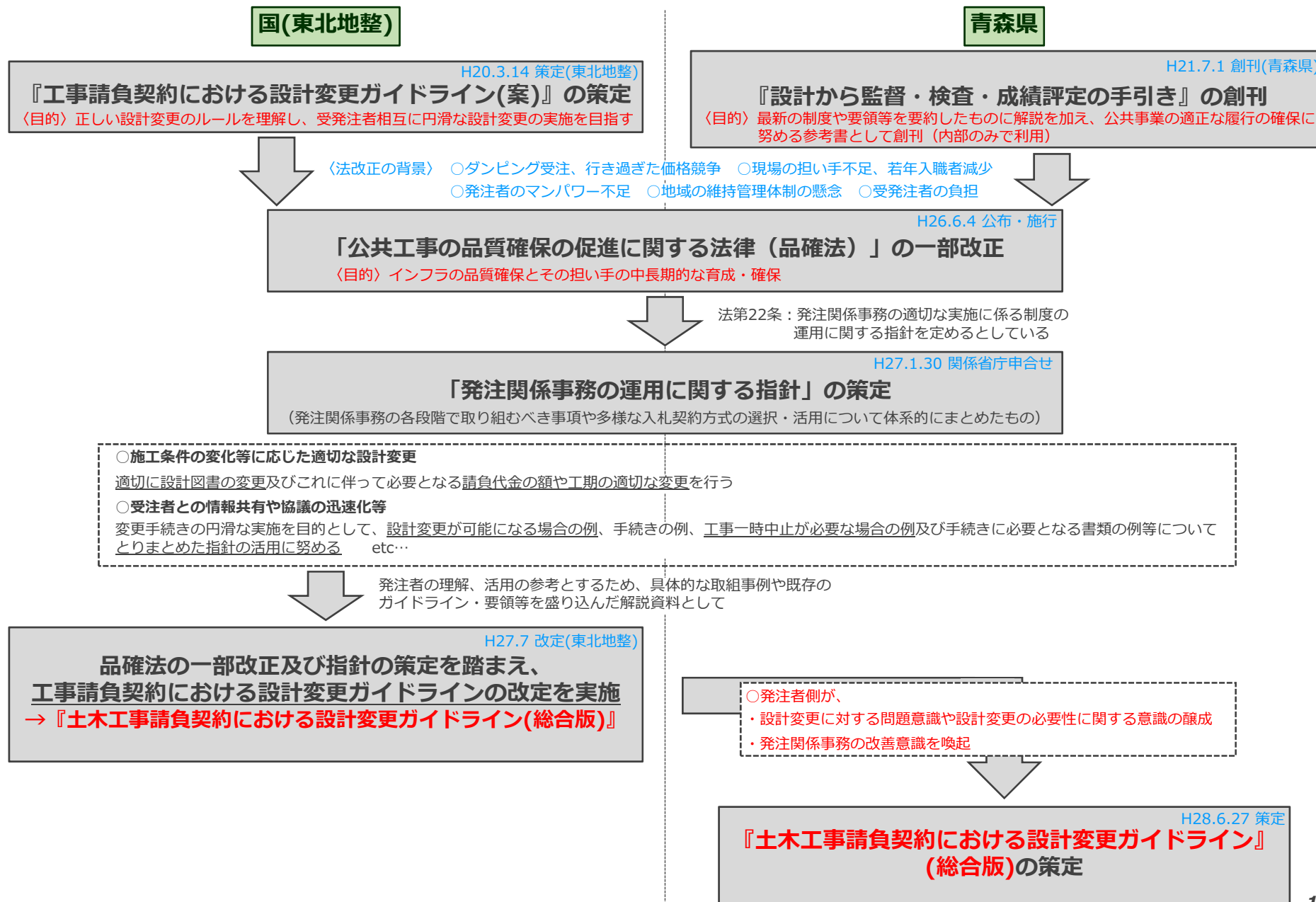


『土木工事請負契約における設計変更ガイドライン』の策定経緯

青森県 県土整備部



『土木工事請負契約における設計変更ガイドライン』（総合版）の策定内容

『土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）』（H27.7 東北地方整備局制定）を準用し、**総合版**を策定

1. 設計変更ガイドライン

設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておくために策定したもの

- ① **契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書へその旨記載**
- ② 受発注者間で認識共有を図るため、工事打合せ簿（指示）に変更内容の概算額を記載（ここで記載する概算額は参考値である）
- ③ **書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務について、設計変更の対象とする旨記載**

2. 工事一時中止に係るガイドライン

一時中止に伴う現場管理費の増加等の課題を踏まえ、受発注者が工事の一時中止について共通認識のもとに、適正な対応を行うために策定したもの

- ① 工事施工不可要因を発見した場合、**受注者から発注者に、協議を行うことができる旨記載**
- ② 工事を一時中止した場合、受注者は**基本計画書に再開に備えての方策や中止に伴う増加費用等を記載し、受発注者間で確認する旨記載**
- ③ 一時中止の解除にあたり、受注者は**協議に基づく工期短縮を行う場合、工期短縮計画書を作成し発注者と協議を行う旨記載**

3. 設計図書の照査ガイドライン

受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、設計図書の照査項目を内容チェックリストにより確認できるようにしたもの

- ① 受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、**設計図書の照査の基本的な考え方と照査項目のチェックリスト**を記載
- ② チェックリストに基づく**照査結果については、打合せ簿に添付して監督員に報告することで条件明示漏れ等の防止徹底**を図る

4. 土木工事条件明示の手引き（案）

設計図書の条件明示に不足があったり、条件の不明瞭により設計変更の支障とならないよう、受発注者双方が施工現場条件の確認資料として活用できるようにしたもの

- ① 条件明示の確認に不足が生じないよう、受発注者間の認識の共有を図るため、**条件明示の項目別チェックリスト**を記載
- ② 発注者・受注者は、**条件明示漏れ等の設計図書の照査確認に活用**できる



条件明示については、**従来から特記仕様書に条件を明示しており、条件明示の手引きの内容を網羅していることから、引き続き特記仕様書で条件明示に努めるものとし、「土木工事条件明示の手引き（案）」はあくまでも参考資料として取り扱うものとする。**